

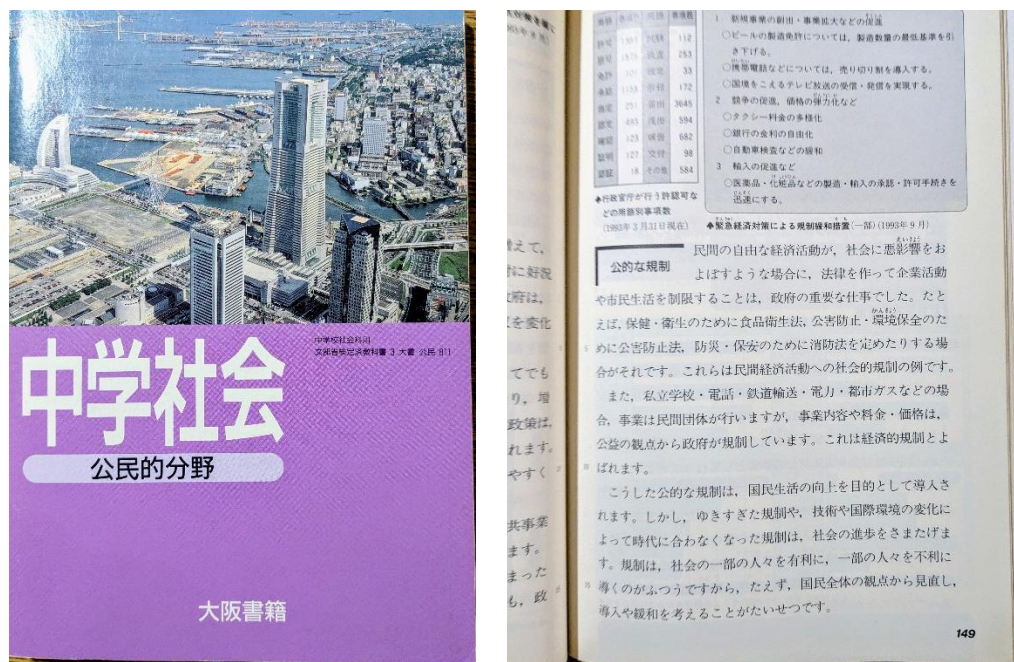
第0話 法律に詳しい人には不要な話

—講義（社会リスク科学特論→法規制学概論）に入る前に—

1. 今時の中学生なら常識

下の写真は、長女が中学生の時の「中学社会」の教科書。

中学社会（公民的分野）、佐藤幸治、五百旗頭真など、大阪書籍、2000



右上写真（149頁）にあるように

民間の自由な経済活動が、社会に悪影響をおよぼすような場合に、法律を作って企業活動や市民生活を制限することは、政府の重要な仕事でした。→社会的規制

講義のために「植草 益。社会的規制の経済学、NTT出版、1997」を真剣に読んでいたら、娘から「教科書に載ってる」と声をかけられたのが、印象深い思い出。

2. 刑法 <https://laws.e-gov.go.jp/law/140AC000000045> に関する幾つかのクイズ（答えは文末に）

Q1: 刑法第2編で規定される罪の数は？

Q2: 殺人は、罪の何番目？

Q3: 戦後の刑法改正（1947年）で削除された罪は？

3. 民法

https://laws.e-gov.go.jp/law/129AC0000000089/20280613_505AC0000000053

講義で扱う行政法は、ほとんどが民法 709 条（不法行為）に則っている。

例えば、日照権、大気汚染防止法、製造物責任

民法 第 709 条 （不法行為による損害賠償）

第七百九条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

第七百九条 故意又ハ過失ニ因リテ他人ノ権利ヲ侵害シタル者ハ之ニ因リテ生シタル損害ヲ賠償スル責ニ任ス （-2004）

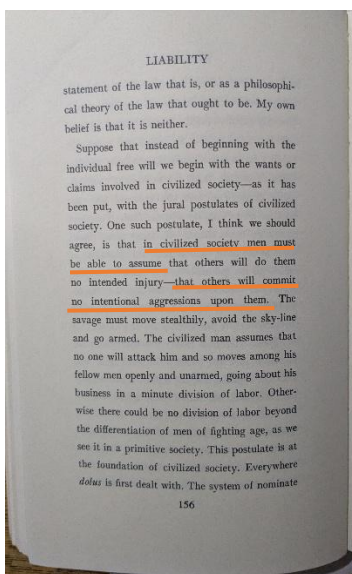
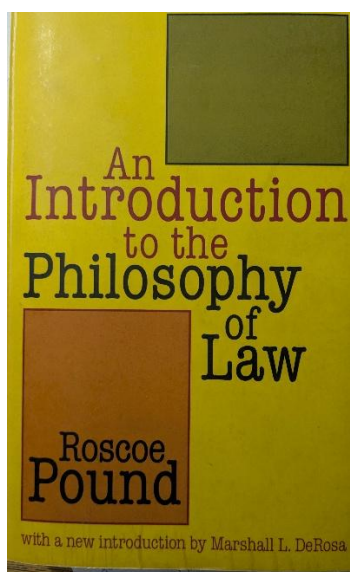
講義を開始したころは、民法・刑法は共に文語調で記述されていて、難解だった。

例えば「責ニ任ス」は「せめににんず」と読み、責任がある、の意。

4. “... in civilized society men must be able to assume that others will commit no intentional aggressions upon them”

近代の原則：文明社会においては、人々は、他人が自分たちに故意に侵害を加えることはないとは仮定できねばならない

上記の英文は、Roscoe Pound (1870-1964) というハーバード・ロー・スクールの学部長 (1916-36) の書いた教科書“An Introduction to the Philosophy of Law (1922)”の一部です。近代社会の基本は、「遠くの地平線に見えた人影が自分に害を及ぼすのでは、と心配しなくてもいい。」ということ。



翻訳として、法哲学入門、R.パウンド著、恒藤武二訳、ミネルヴァ書房、1957がある。正直に言えば、碧海 純一（あおみ じゅんいち、1924 - 2013）『法と社会』（中公新書）から遡った。

定年後での学び

- ・ 特定行政庁／建築基準法だけの用語です。建築主事のいる地方公共団体（都道府県・市町村など）の庁”のこと。数が多い！
- ・ 民事裁判で勝てば、裁判費用は負けた方が負担。／間違いですね
マンションの管理組合で、管理費等を長期延滞している住民相手に訴訟を起こそうと弁護士のところへ相談に行ったら、たとえ勝訴しても弁護士に結構、払うことになることを知らしめられた。
- ・ 実は、最高裁建築紛争委員会の委員でした。裁判も判決文も公開（裁判所に行けば）なので、紛争になったものは内容を公開するよう主張したが、個人情報保護で実現せず。教育的な効果があると思われるものは、専門家？による解説がジュリストなどに掲載される。
最高裁の委員会では、事務局も裁判官なので、委員会通知などのメールは裁判官から直接、来るので緊張する。

(2. の答)

Q1: 40

Q2: 26 番目

Q3: 第1章の不敬罪